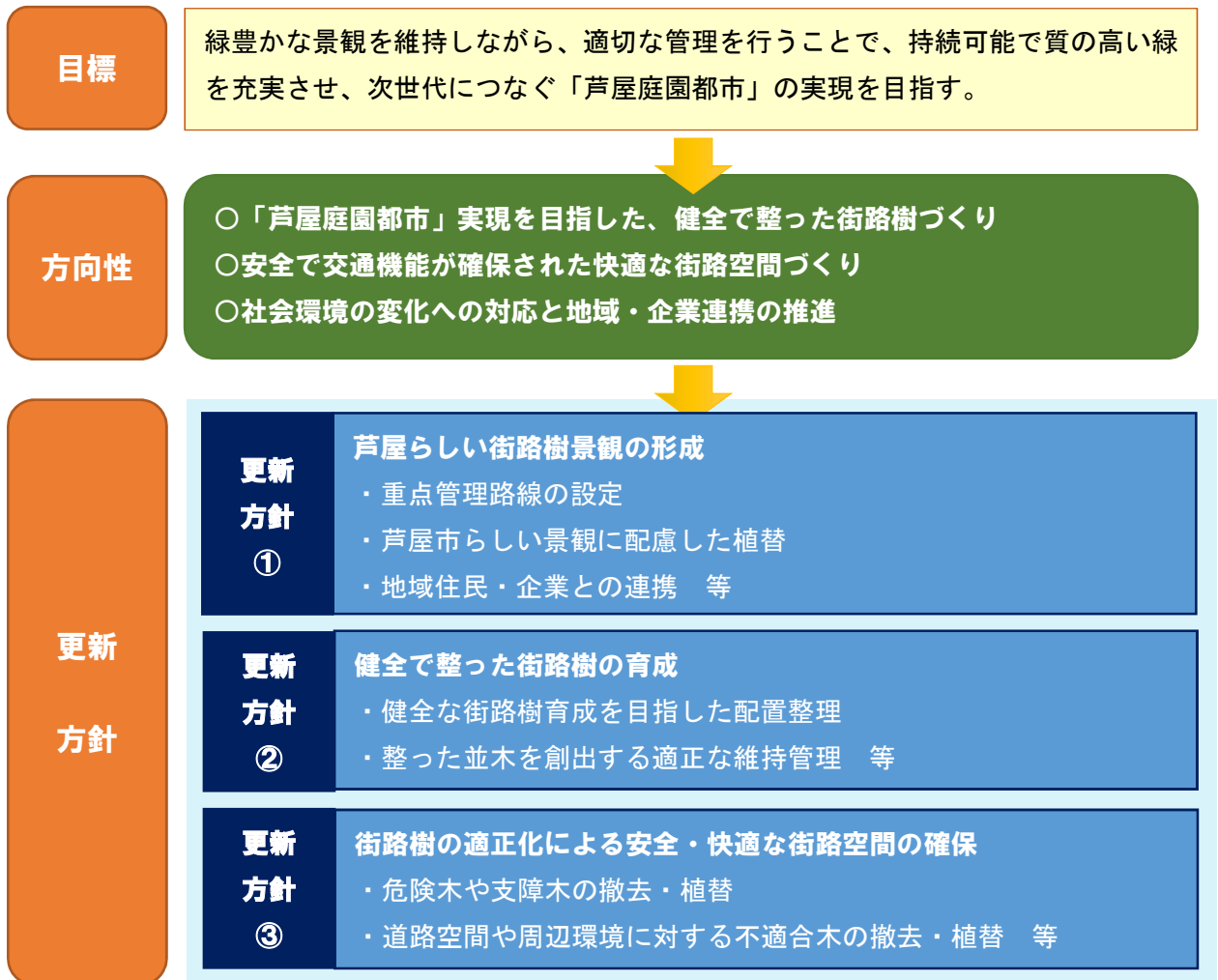


III. 街路樹更新計画

1. 更新計画の考え方

目標の実現に向けて、維持管理方針を見直し、以下の方向性に沿って、街路樹更新の取り組みを進める。



2. 街路樹更新方針

(1) 更新方針 1

芦屋らしい街路樹景観の形成（芦屋らしさの創出）

景観形成における重点路線を「重点管理路線」に設定し、質の高い維持管理により芦屋市の顔となる路線づくりに努めるとともに、良好な景観を阻害する街路樹を撤去・植替し、芦屋らしい街路樹景観を形成する。

また、地域や事業者との連携強化に努め、協働での街路樹育成による、市民に愛される街路樹づくりを進める。

具体的な取り組み

①重点管理路線の設定（質の高い管理を行う路線）

- 「景観計画」において特別景観地区に指定されている路線や「都市計画マスタープラン」においてシンボルロードの景観形成などに指定されている路線、道路幅員などから「重点管理路線」を設定し、質の高い維持管理を行う。

【取り組み例】

- ・重点管理路線は必要に応じて軽剪定を加えるなど、きめ細やかな剪定を行い、美しい樹形に仕立て、風格ある街路景観を創出



芦屋川のマツ並木



宮川けやき通りのケヤキ

図 3-1 重点管理路線の例

②芦屋市らしい景観に配慮した撤去・植替（景観阻害要因の排除と地域性への配慮）

- 樹種の選定においては、地域住民と協議し、地域住民の意向に十分配慮
- 特定外来種等の樹種は撤去

③地域住民・企業との連携

- 地域住民が街路樹の維持管理などに関わる新しい仕組みを構築
- 事業者との連携を強化するとともに、事業者主体による街路樹育成を促進（包括管理等）

(2) 更新方針2

健全で整った街路樹の育成（育成環境の見直し）

大木化・老木化の進行により、樹形の乱れや老木の腐朽など、街路樹が健全に生育できていない状況を解消するため、大木化・老木化した街路樹の撤去・植替や樹形再生を図るとともに、樹種や道路空間に応じた植栽間隔を確保することで、街路樹の健全な育成を図る。

また、「芦屋庭園都市」の実現に向けて、適正な剪定等の維持管理により、路線に見合った目標樹形を維持することで整った街路空間を形成する。

具体的な取り組み

①健全な街路樹育成を目指した配置整理

- 大木化した樹木を、樹冠が重ならず、景観的な連続性が確保できる植栽間隔に再構成
- 高木を新植する場合は、将来的な目標樹形や周辺環境などの諸条件に合わせて適正な植栽間隔を確保
- 植替や樹種転換の際に適正な植栽基盤を確保

【取り組み例】

- ・植栽間隔が詰まり健全な育成を阻害している街路樹の間引き（危険木・支障木優先）
- ・道路改良等の整備事業と合わせて植替や樹種転換を行い、合わせて狭小な植栽基盤等の再整備など植栽基盤を改良



図 3-2 間引きによる生育空間確保の例 [豊橋市街路樹再生指針より]



図 3-3 樹種転換に合わせた植栽基盤の改良 [神戸市街路樹再整備方針より]

②整った並木を創出する適正な維持管理

- 矯正型自然樹形を基本に、路線ごとに道路空間や樹種に応じた適正樹形を目指す
- 大径木は樹形再生や植替により樹高を抑制し、適正な剪定管理を実施

【取り組み例】

- ・歩道幅員、隣地境界との離隔距離、車道から樹木の中心までの距離等の他、沿道環境等といった地域特性等の要素を基に各路線の適正樹形を目指した維持管理
- ・大木化した街路樹を植替または樹形再生し、適正な剪定による維持管理

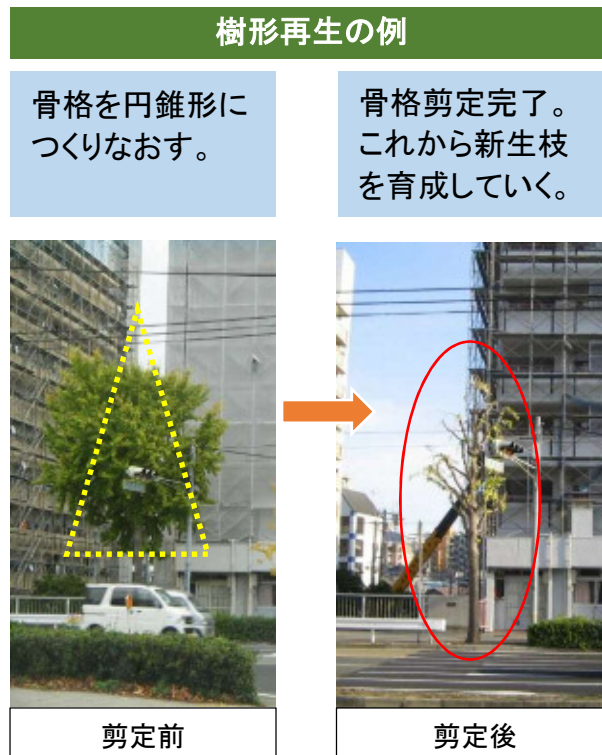
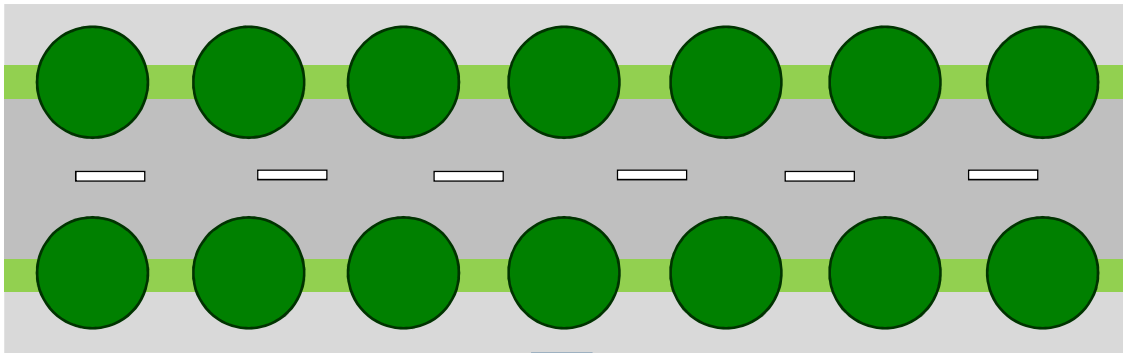


図 3-4 樹形再生の例 [神戸市街路樹再整備方針より]

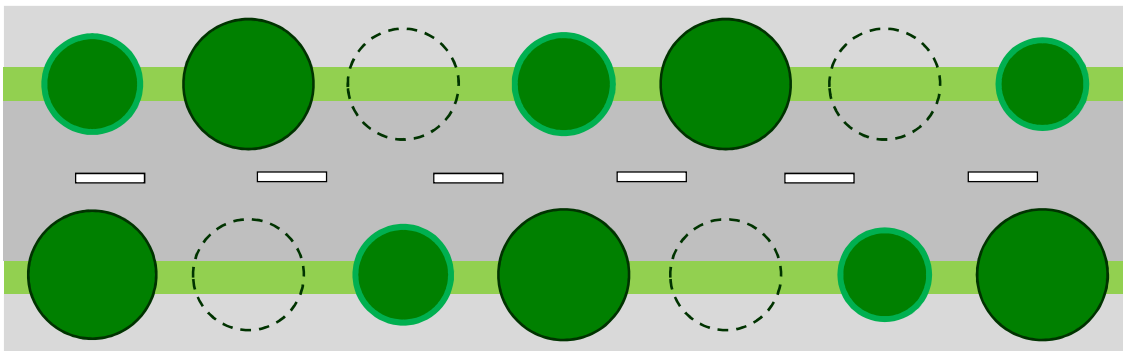
■街路樹の配置整理と適正な維持管理のイメージ

【STEP 0】現状（大木化し、植栽間隔が詰まっている）



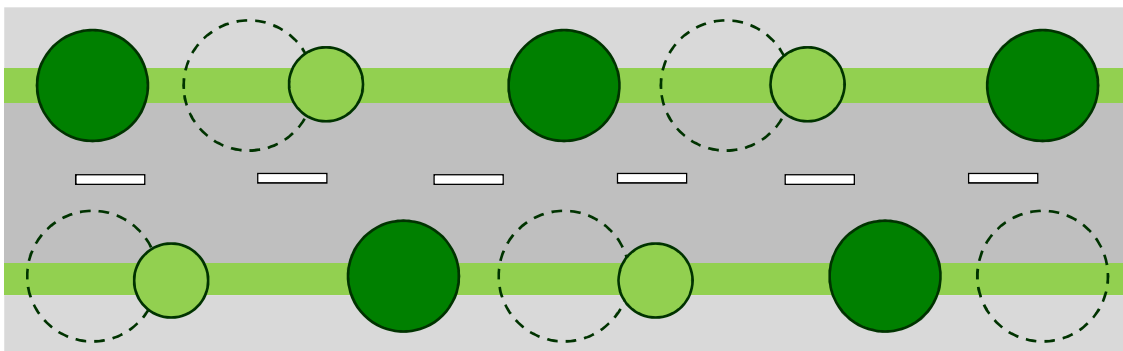
初年度

【STEP 1】3本に1本の割合で伐採し、残る2本のうち、1本を適正剪定



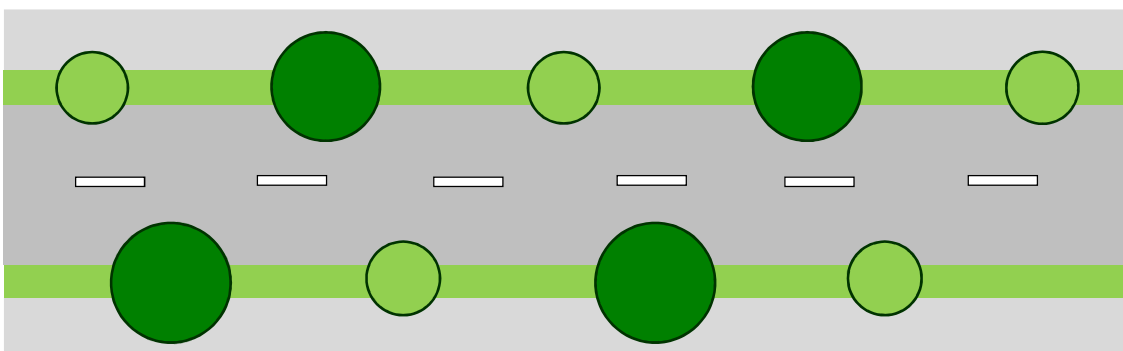
5年後

【STEP 2】未剪定の1本を伐採し、間に1本を新しく植栽



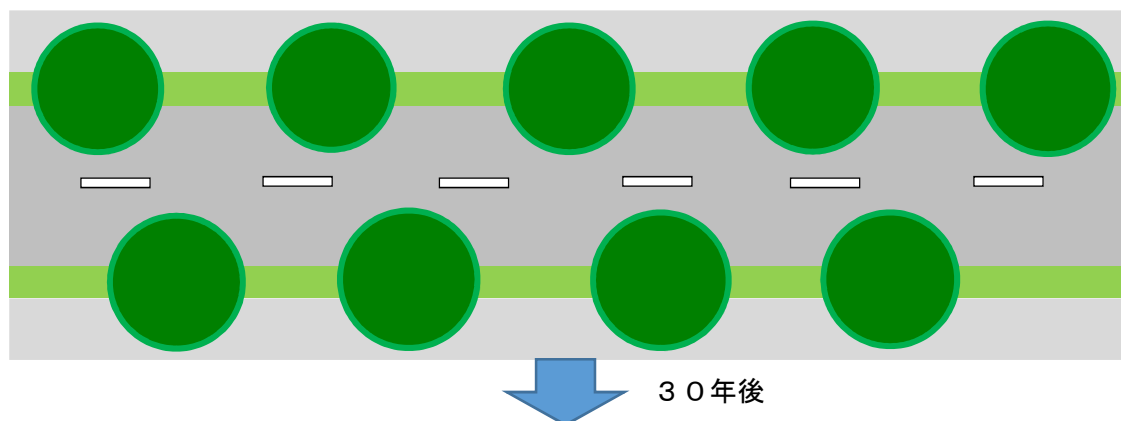
10年後

【STEP 3】適正剪定をした樹木を新たに植え替える

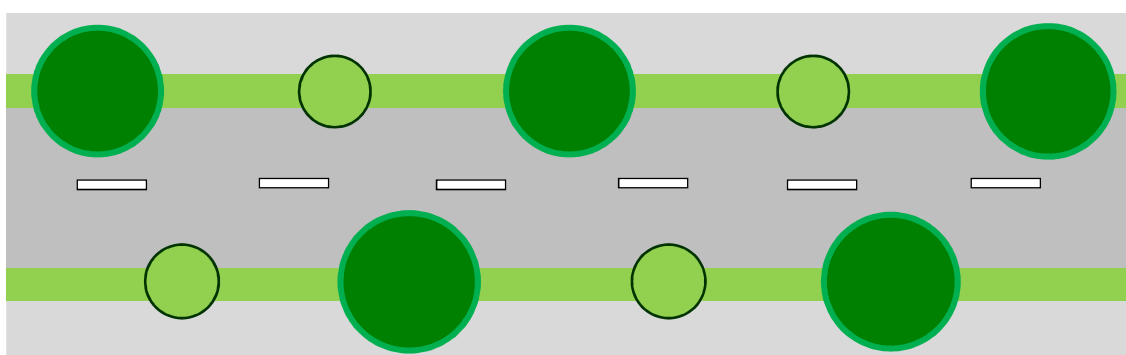


10年後

【STEP 4】目標樹形を設定し、適正に剪定し、健全に育成する



【STEP 5】大木化した樹木は若木に植え替え、引き続き適正に剪定する
以下【STEP 4】～【STEP 5】を繰り返す



適正な植栽間隔が確保された街路樹のイメージ

(3) 更新方針3

街路樹の適正化による安全・快適な街路空間の確保（危険木・不適合木の撤去・植替）

大木化や老木化等に伴う、倒木や衝突等の危険、標識や信号等への見通し不良、根上りによる舗装の不陸等の支障を解消し、歩行者及び車両の安全性・快適性を確保する。

また、街路空間に見合わない街路樹や、効果が十分に発揮されていない街路樹などの不適合木を撤去・植替し、環境に対する街路樹の適正化を図る。

具体的な取り組み

①危険木や支障木の撤去・植替

- 危険な大木、老木、支障木の撤去・植替による安全確保

【取り組み例】

- ・倒木や落枝の危険がある大木、老木の撤去・植替
- ・交差点部に植栽された街路樹や標識・信号・照明等の支障木を撤去・植替
- ・隣地への侵入木や根上りを起こしている樹木の撤去・植替



図 3-5 倒木の恐れがある樹木の転換例 [神戸市街路樹再整備方針より]



図 3-6 交差点部の見通し確保例 [神戸市街路樹再整備方針より]

- サクラに関しては「芦屋市サクラ樹簡易診断業務」の結果も参考に判断



図 3-7 サクラの腐朽や建築限界侵害

②道路空間や周辺環境に対する不適合木の撤去・植替

- 狭小な植栽樹、狭幅員の歩道や街路への無理な植栽の解消
- 沿道の緑が十分に確保され、環境保全や景観向上の効果が薄い街路樹の段階的な撤去

【取り組み例】

- ・歩行空間が確保されていない（2.0m以下）箇所の街路樹の撤去・植替
- ・侵入枝が著しい街路樹は撤去・植替、または、樹形再生により隣地境界との離隔距離（クリアランス）確保
- ・狭幅員街路の街路樹は撤去・植替し、生け垣等の民地緑化推進による緑量確保



図 3-8 歩行空間が確保されていない歩道の歩行者空間確保例 [神戸市街路樹再整備方針より]



図 3-9 狭幅員道路への植栽

- 植替時には道路空間との調和や地域性等を考慮した樹種を選定



例)大きくなり成長し過ぎた街路樹は…



樹種を替えたり、若木に更新する

図 3-10 道路空間に合った樹種への変更例 [江戸川区街路樹指針より]

3. タイプ別更新方針

(1) 更新タイプ

地域ごとの特色などを踏まえて、各路線の街路樹のあり方を示し、より円滑に更新を進めていく。更新タイプは、以下の「重点管理路線」「育成管理路線」「管理見直し路線」「緩衝緑地」の4通りとする。

【重点管理路線】

景観計画、都市計画マスタープランにおいて景観を重視すべきとされている路線、ブランディングエリアに指定されている路線、および道路幅員が広く良好な植栽基盤を構築できる路線である。また、市政モニターアンケート結果においても、良好な街路樹として挙げられている路線である。路線や樹種に応じて、重点的にきめ細やかな管理を行い、良好な景観を維持する。



重点的にきめ細やかな管理を行い、良好な景観を維持

適正化 例：宮川線（ケヤキ）

- ・巨木化により交通等に支障が出た場合は植替を行い、育成に適するよう樹木間隔を見直す。

植替 例：川西線（サクラ）

- ・巨木化により交通等に支障が出た場合には植替を行う。
- ・特定外来種や道路整備計画に伴う道路構造の変更により樹木の植替を行う。

なお、植替については地域住民はもちろん、より多く市民の意見を反映しながら進めていく。

【育成管理路線】

重点管理路線としていないが、街路樹としての機能を維持している路線である。樹種に応じて道路の通行に支障のないように管理を行う。大木化した際植替を行い、路線として一定の大きさを保ち路線としてのバランスを取る。



樹種に応じて道路の通行に支障のないように管理を行う

適正化 例：山手線（トウカエデ）

- ・植替の際、育成に適するよう樹木間隔を見直す。

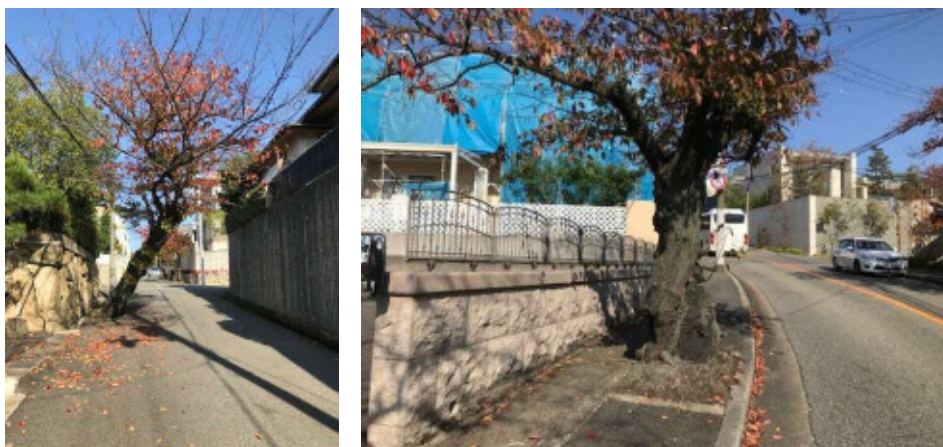
植替 例：岩園並木道（ナンキンハゼ）

- ・特定外来種や道路整備計画に伴う道路構造の変更により樹木の植替を行う。

なお、植替については地域住民との調整の上、意見を反映しながら進めて行く。

【管理見直し路線】

通行に支障となっていたり、街路樹としての効果が発揮されていない路線については、地域住民と協議し、樹木のあり方の見直しを行う。



通行の支障になっている街路樹等は樹木のあり方の見直し

【緩衝緑地】

芦屋浜線および打出浜線の緑地帯については、緩衝緑地としての機能を担保しつつ、大木化した樹木を中心に本数を調整し、緑地として適正な密度に誘導する。

(2) 重点管理路線

重点管理路線は、以下の表 3-1 に示す 17 路線とし、その位置を図 3-11 に示す。

表 3-1 重点管理路線

路線名称	種別	樹種 (主要なもの)	重点管理路線選定理由 (関連計画名)	備考
① 芦屋川右岸線	適正化	マツ、サクラ	特別景観地区	*
② 芦屋川左岸線	適正化	マツ、サクラ	特別景観地区	*
③ 宮川けやき通り	適正化	ケヤキ	都市マス：宮川	*
④ 山手幹線	適正化	ケヤキ	道路幅員 20m以上	*
⑤ 川西線	植替	サクラ	道路幅員 20m以上	*
⑥ 茶屋さくら通り	適正化	サクラ	ブランディングエリア	*
⑦ 鳴尾御影線	適正化	ケヤキ	ブランディングエリア	*
⑧ 芦屋中央線 43 号以南	適正化	ハナミズキ	都市マス：シンボル	*
⑨ 宮川右岸線	適正化	サクラ	都市マス：宮川	*
⑩ 宮川左岸線	適正化	サクラ	都市マス：宮川	*
⑪ 芦屋中央線 43 号以北	植替	ケヤキ、イチョウ	都市マス：シンボル	*
⑫ 川東線	植替	ナンキンハゼ	ブランディングエリア	
⑬ 宮川線	適正化	ケヤキ、サクラ	都市マス：宮川	*
⑭ 稻荷山線	植替	イチョウ、シンジュ	道路幅員 20m以上	*
⑮ 防潮堤線北側	適正化	マツ、ユリノキ	道路幅員 20m以上	*
⑯ 陽光涼風線	適正化	クスノキ	道路幅員 20m以上	
⑰ 陽光海洋線	適正化	ケヤキ	道路幅員 20m以上	

備考：* マークはアンケートで良好な街路樹とされた路線

都市計画マスタープランについて：都市マスと表示

→宮川：宮川の河川空間を生かした街路景観の創出

→シンボル：シンボルロードの景観形成

※ブランディングエリア：JR 芦屋駅と阪神芦屋駅にかけて商業施設が緩やかに集まる地区から
旧山邑家住宅に至る芦屋川沿いの地区

※赤字：特定外来種

※都市計画マスタープランの概要は「参考資料」を参照

※市政モニターアンケート結果の概要は「参考資料」を参照

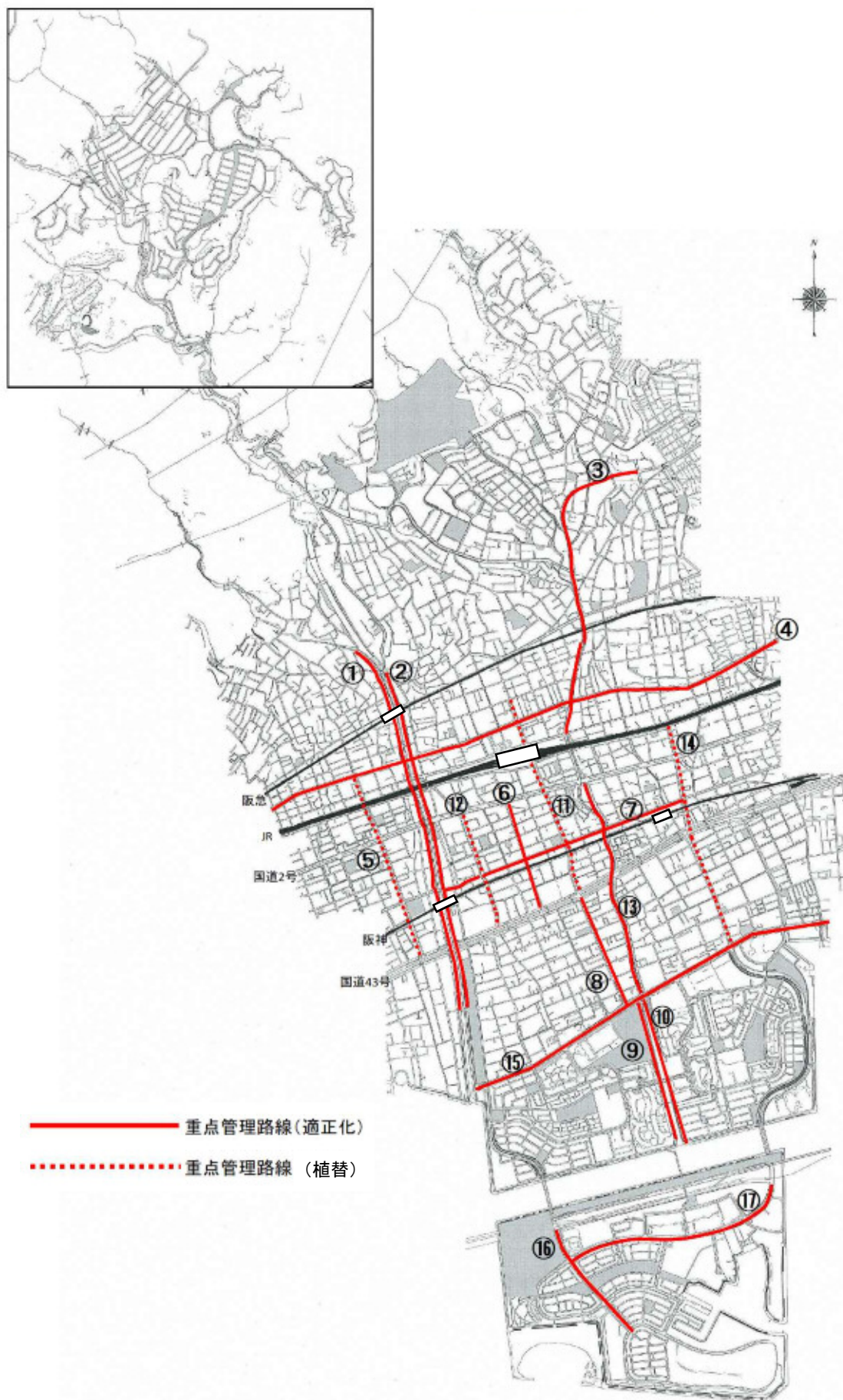


图 3-11 重点管理路線图

(3) 育成管理路線

育成管理路線は、以下の表 3-2 に示す 59 路線とし、その位置を図 3-12 に示す。

表 3-2 育成管理路線

路線名称	種別	樹種（主要なもの）	路線名称	種別	樹種（主要なもの）
市道 700-3 号線	適正化	サクラ	市道 721 号線	植替	シンジュ
山手線	適正化	トウカエデ	市道 722 号線	植替	シンジュ
朝日ヶ丘線	適正化	イチョウ	岩園並木道	植替	ナキンハゼ
さくら参道	適正化	サクラ	山麓線	植替	ナキンハゼ, アカヤ
市道 153 号線	適正化	クスノキ	山麓線	植替	ナキンハゼ
市道 185 号線	適正化	シラカシ	稻荷山線	植替	イチョウ, シンジュ
市道 235 号線	適正化	ハメクリ	市道 146 号線	植替	イチョウ, シンジュ
市道 772 号線	適正化	ハズキ	鉄道沿西線	植替	ユリノキ
市道 354 号線	適正化	クスノキ	市道 358 号線（楠町）	植替	ナキンハゼ
市道 358 号線（清水町）	適正化	シラカシ	駅前広場西線	植替	トウカエデ
市道 368-1 号線	適正化	アメリカフウ	鳴尾御影線	植替	サクラ
打出コミュニティ道路	適正化	ケヤキ	呉川コミュニティ	植替	ナキンハゼ, クスノキ
三八通り	適正化	ハズキ	松浜線	植替	ナキンハゼ, サクラ
市道 200 号線	適正化	ハズキ他	涼風南浜線	植替	ナキンハゼ, クガネギ, イヨウ
市道 235 号線	適正化	ケヤキ	南浜陽光線	植替	ナキンハゼ, クガネギ
市道 243 号線	適正化	シラカシ	陽光 1 号線	植替	ナキンハゼ
市道 345 号線	適正化	シラカシ			
鳴尾御影線	適正化	クスノキ			
芦屋浜 3 号線	適正化	ムクノキ			
西海岸線	適正化	マツ			
打出浜線	適正化	マツ			
芦屋浜 7 号線	適正化	アメリカフウ			
芦屋浜 8 号線	適正化	アメリカフウ			
芦屋浜 1 号線	適正化	クスノキ			
芦屋浜 2 号線	適正化	トウカエデ			
芦屋浜 6 号線	適正化	トウカエデ			
芦屋浜 4 号線	適正化	イチョウ			
芦屋浜 5 号線	適正化	エノキ			
打出浜 1 号線	適正化	クスノキ			
打出浜 3 号線	適正化	ムクノキ			
打出浜 4 号線	適正化	ムクノキ			
打出浜 5 号線	適正化	ムクノキ			
打出浜 6 号線	適正化	プラタナス			
打出浜 2.8 号線	適正化	アメリカフウ			
打出浜 2 号線	適正化	アメリカフウ			
打出浜 7 号線	適正化	ケヤキ			
打出浜 9 号線	適正化	シラカシ			
海洋 1 号線	適正化	アキニレ			
海洋 3 号線	適正化	クガネギ			
海洋 4 号線	適正化	ジャカラシ			
涼風線	適正化	シマトネリコ			
涼風緑地線	適正化	ヤマモモ他			
南浜海洋線	適正化	トウカエデ, クガネギ			

※赤字：特定外来種



图 3-12 育成管理路線図

(4) 管理見直し路線

管理見直し路線は以下の表 3-3 に示す 28 路線とし、その位置を図 3-13 に示す。

表 3-3 管理見直し路線

路線名称	種別	樹種 (主要なもの)
市道130号線	見直し	サクラ
市道131号線	見直し	サクラ
市道143号線	見直し	サクラ
市道162号線	見直し	サクラ
市道175号線	見直し	サクラ
市道385号線	見直し	サクラ
市道399号線	見直し	サクラ
市道401号線	見直し	サクラ
市道102号線	見直し	サクラ
市道146号線	見直し	クスノキ
市道191号線	見直し	シラカシ
市道357号線	見直し	ナシキンハゼ
市道377号線	見直し	クスノキ
市道347号線	見直し	シラカシ
市道121号線	見直し	ホルトノキ
市道150号線	見直し	クスノキ
市道153号線	見直し	アメリカフウ
市道226号線	見直し	マツ
市道312号線	見直し	アメリカフウ他
芦屋浜32号線	見直し	ムクノキ
芦屋浜33号線	見直し	ムクノキ
芦屋浜58号線	見直し	ムクノキ
芦屋浜52号線	見直し	エノキ
芦屋浜53号線	見直し	エノキ
打出浜21号線	見直し	ケヤキ
打出浜41号線	見直し	ムクノキ
打出浜50号線	見直し	ムクノキ
打出浜53号線	見直し	ムクノキ

※赤字：特定外来種



图 3-13 管理見直し路線図

(5) 緩衝緑地

芦屋浜線および打出浜線の緑地帯については、緩衝緑地としての機能を担保しつつ、大木化した樹木を中心に本数を調整し、緑地としての適正な密度に誘導する。

以下の表 3-4 に示す 2 路線であり、その位置を図 3-14 に示す。

表 3-4 緩衝緑地

路線名称	種別	樹種 (主要なもの)
芦屋浜線 打出浜線	緩衝緑地	マツ、カイツカイブキ ウバメガシ、キョウチクトウ等

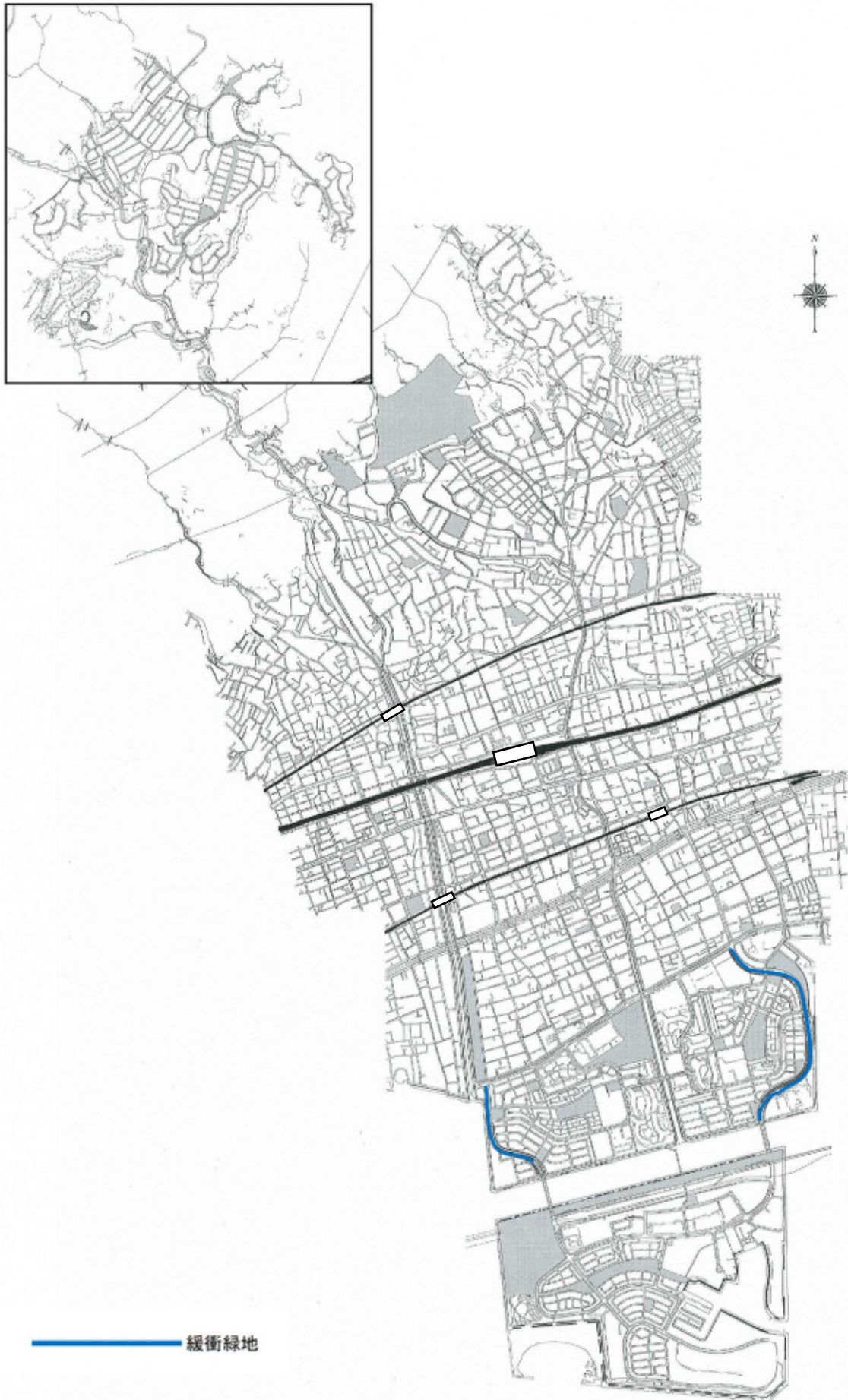


图 3-14 緩衝緑地図

それぞれの更新タイプ路線の位置を、次の図 3-15 に示す。

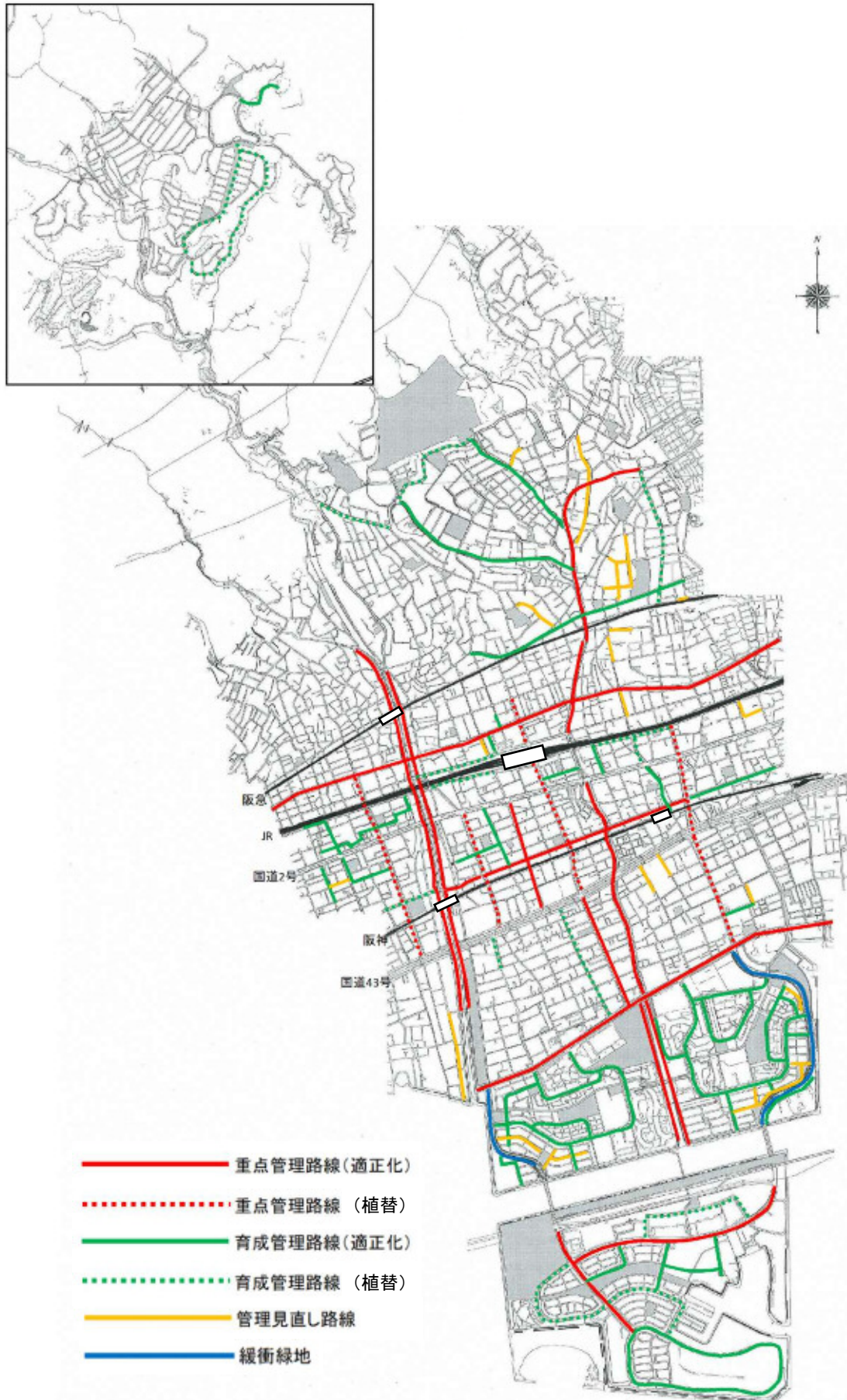


図 3-15 重点管理路線・育成管理路線・管理見直し路線・緩衝緑地 位置図